

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 3-1 について

①改善を要する点の内容

学則第 14 条で「授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える」とあり、全学履修規程第 12 条で試験の種類、同第 13 条では試験の方法を規定しているが、全学履修規程第 12 条に記載の試験の種類以外の方法によって単位を与えている科目がある点について改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 4-1 について

①改善を要する点の内容

教授会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、教授会の意見を聴いて、学長が定めていないことは改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 4-1 について

①改善を要する点の内容

学長は、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続を定める必要があるが、学長によって定められていないことは改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 4-1 について

①改善を要する点の内容

学校教育法 93 条第 2 項の「学生の入学」について、教授会に属さない構成員を含む、委任に関する定めのない入試判定会議で審議・決定していることは、改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 5-1 について

①改善を要する点の内容

私立学校法第 63 条の 2 で指定している役員等名簿のうち、今年度の評議員名簿がウェブサイト上で公表されていない点は改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 5-2 について

①改善を要する点の内容

令和 3(2021)年度第 6 回理事会議事録において、実際には理事会開始後すぐに中断していたことが記録されていないこと、また実際の審議順とは異なった審議順が記録されていたこと、加えて、その議事録に議長、議事録署名人並びに監事が署名していることについて、議事録はその真正性及び非可変性を担保する重要なものであるため、事実に基づき正確に疑義を生じさせることのないよう作成した上で、署名等を行うよう改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 5-3 について

①改善を要する点の内容

令和元(2019)年度第 6 回評議員会において議事録に事実と異なる日付を記載している点は改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 5-3 について

①改善を要する点の内容

令和 3(2021)年度第 5 回評議員会議事録において、選出された議長及び議事録署名人とは異なる者が議事録に記録され署名を行ったことについて、議事録はその真正性及び非可変性を担保するものであるため、事実に基づき正確に疑義を生じさせることのないよう作成した上で、署名等を行うよう改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 5-3 について

①改善を要する点の内容

「監事の選任」を行った令和 3(2021)年度第 6 回理事会議事録を修正しているが、「監事の選任」を行っているため、学内手続及び所轄官庁等への届出を適切に行うよう改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 5-3 について

①改善を要する点の内容

令和 4(2022)年度第 1 回評議員会において、事業に関する報告及び決算を議題としているが、報告事項として説明し理事会での審議状況の報告にとどまっているため私立学校法第 46 条にある意見を求めている点は改善が必要である。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 5-3 について

①改善を要する点の内容

寄附行為に、「議事録には、出席した評議員および監事が署名もしくは記名押印し、または議長ならびに出席した評議員のうちから互選された評議員 2 人以上および出席した監事が署名し」と規定しているが、一度も監事が署名を行っていないため改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。

「改善報告書等」の提出のあった大学の審査結果

愛知東邦大学

基準項目 6-3 について

①改善を要する点の内容

大学運営に重要な理事会・評議員会の運営・管理・議事録等について、法令、寄附行為等の確認が不十分であり、内部質保証の一部が機能していないことは改善を要する。

②審査結果

提出された改善報告書等の審議の結果、上記の改善を要する点の内容について、改善が認められた。

③所見

特になし。